

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・本事務において用いる県税クラウドサービスの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、利用可能端末を制限するとともに、システム操作者に守秘義務を課し、利用専用カード、ID及びパスワードにより操作者の制限を行い、さらに、追跡調査のため端末の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムへのアクセスを遮断し、責任者の許可がある場合を除き外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項により個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを定めている。

## 評価実施機関名

熊本県知事

## 公表日

令和7年3月27日

# 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。
システムの名称	県税クラウドサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドデータベースサービス	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の24及び133の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	熊本県総務部 市町村・税務局 税務課
所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本県総務部市町村・税務局税務課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本県総務部市町村・税務局税務課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ] < 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守することとしている。また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する可能性があるが、いずれの局面においても複数人での確認を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	税務課長 斉藤浩幸	税務課長	事後	様式の改正に伴う変更。
令和1年6月7日	リスク対策	-	リスク対策のとおり	事後	様式の改正に伴う追加。
令和1年7月18日	リスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	評価書点検に伴う修正。
令和3年12月24日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	県税システム	県税システム (令和4年12月末まで運用予定)、 県税クラウドサービス (令和5年1月から運用開始予定)	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和3年12月24日	関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	県税システムデータベースファイル	県税システムデータベースファイル、 県税クラウドデータベースサービス	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和3年12月24日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月17日時点	令和3年3月31日時点	事後	形式的な変更
令和3年12月24日	リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手) 十分である	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和5年3月15日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	県税システム (令和4年12月末まで運用予定)、 県税クラウドサービス (令和5年1月から運用開始予定)	県税クラウドサービス	事後	評価書点検に伴う修正
令和5年3月15日	関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	県税システムデータベースファイル、 県税クラウドデータベースサービス	県税クラウドデータベースサービス	事後	評価書点検に伴う修正
令和7年3月27日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の16の項。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の24及び133の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月27日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の28の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月27日	リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式の改正に伴う追加
令和7年3月27日	リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守することとしている。また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する可能性があるが、いずれの局面においても複数人での確認を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の改正に伴う追加